

中間とりまとめ後の経過について

○平成26年10月21日 熊本県水銀削減等検討会（第3回）開催

- ・水銀現況調査の中間報告、中間とりまとめ案について検討した。

○11月13日 検討会「中間とりまとめ」報告

- ・石橋会長から蒲島知事に検討会の「中間とりまとめ」を報告した。



○11月19日 国の施策等に関する提案

- ・蒲島知事が北村環境副大臣に「中間とりまとめ」を手渡しし、水銀フリー社会の実現に向けた施策の推進を要望した。
- ・副大臣からは、「水俣病を経験した我が国は世界の水銀問題への対応をリードしていかなければならない。熊本県との連携も強化したい。」との話があった。

○11月中旬～ 中央環境審議会関係部会の各委員会が答申案についてパブリックコメントを実施

＜パブリックコメント実施期間＞

（水銀に関する水俣条約対応検討小委員会）	11月14日～12月14日
（水銀廃棄物適正処理検討専門委員会）	11月20日～12月19日
（水銀大気排出対策小委員会）	11月25日～12月24日

○12月12日 パブリックコメントに対して県検討会の意見を提出

＜水銀に関する水俣条約対応検討小委員会＞

（検討会会長名で、検討会の共通意見（10項目）、委員の個別意見（3項目）を提出）
（主な意見）

検討会意見	環境省回答
水銀添加製品等について、水銀が含まれていること、含まれている水銀量及びその廃棄方法等を表示することを法的に具体的に義務付けるべき。	製品情報提供及び廃製品の分別・回収の徹底・拡大に関する今後の検討に際して参考とさせていただきます。

※ 平成26年12月22日に出された答申には、「製品の水銀含有に関する情報提供を何らかの形で法的に位置づける」と記載された。

<水銀廃棄物適正処理検討専門委員会>

(検討会会長名で、検討会の共通意見(16項目)、委員の個別意見(1項目)を提出)
(主な意見)

検討会意見	環境省回答
水銀を微量に含む蛍光灯やボタン電池等についても水銀含有産業廃棄物として指定し、水銀回収を義務付けるべき。	蛍光灯や電池等は水銀含有産業廃棄物として指定し、適正な管理を確保することが必要と考えています。

※ 平成27年2月6日に出された答申には、水銀含有産業廃棄物について「産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の許可においてその取扱いを明らかにすることや、廃棄物データシート(Waste Data Sheet)への記載を求めるとともに、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけることにより、適切な処理を確保することが適当である。」等と記載された。

※ 水銀含有産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分の際の必要な措置については、環境省において今後検討がなされる予定。

<水銀大気排出対策小委員会>

(検討会会長名で、検討会の共通意見(6項目)、委員の個別意見(2項目)を提出)
(主な意見)

検討会意見	環境省回答
速やかに具体的な排出基準値、測定手法、対象施設を明確にし、必要な法整備、体制の構築を行っていただきたい。	対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、測定義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等の排出規制制度を構築する必要があると考えます。

※ 平成27年1月23日に出された答申には、排出基準値、測定手法、対象施設の規模に関する裾切り基準については、今後検討していくべきと記載された。

○12月19日 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会(第5回)

・答申とりまとめ → 12月22日付で中央環境審議会会長から環境大臣へ答申。

○平成27年1月19日 水銀大気排出対策小委員会(第8回)

・答申とりまとめ → 1月23日付で中央環境審議会会長から環境大臣へ答申。

○1月20日 水銀廃棄物適正処理検討専門委員会(第5回)

・答申とりまとめ → 2月6日付で中央環境審議会会長から環境大臣へ答申。

○2月2日～2月27日 環境省の水銀体温計等回収ルート実証事業実施

・環境省が事業主体となり、阿蘇地域をモデル地区として、使用されずに家庭内に保有されている水銀体温計、水銀血圧計の集中回収事業を実施。